
大正十一年法律第二十号

未成年者飲酒禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得**第三条** 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス**附 則**

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十二年一月二日法律第二二三号) 抄**第二十九条** この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。**附 則 (平成十一年一月二日法律第一五一号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。**附 則 (平成十二年一月一日法律第一三四号)**

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成十三年一月二日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。